

第2次 八尾市人権教育・啓発プラン(改定版)

～まちづくり 人にやさしく 人がやさしく～



大切にしたい視点

人権教育・啓発を進めるうえで大切にしたい視点を、親しみやすく、人権をより身近に感じてもらえる標語形式で、以下の9項目に整理しました。

視点1 伝えよう 一人ひとりが持つ権利

人権は、人間として生きていくうえで欠かれないあらゆる権利を意味します。その権利を知らないでいると、自らが不利益を受けるだけでなく、他の人の願いを軽んじることにもなります。だから、人権教育・啓発では人が持つ権利を伝え、一人ひとりの願いを実現していける「力」にしていきます。

視点3 大切な 一人ひとりがちがうこと

人には、性別や年齢、身体的特徴、人種や民族、出身地や国籍、思想や信条などさまざまな違いがあります。こうした「違い」が「差別」につながらないように、人権教育・啓発では、一人ひとりの個性が尊重され、ともに生活できる社会をめざすことの大切さを学びます。

視点5 学ぶのは 参加体験 協働で

人権の学びは、暮らしの中で活かされなければ意味がありません。また、人権を尊重する社会の実現は、多くの人びとの心がけ・働きかけや努力によって実現していきます。だから、人権教育では、学び手が主体となった、参加と体験と協働に基づく学習方法の推進を図っていきます。

視点7 子どもたち 参加・参画 だいじだね

子どもも大人と同じ一人の人間であり、権利の主体者です。だから、子どもが持つ権利を伝え、子どもの考えに耳を傾け、自分たちの教育に参加と参画を保障することが大切です。

視点9 人権を すすめていくのも 市民主体

この計画の具体化も、市民とともに考え取り組んでいきます。また、市民による自発的な人権教育・啓発活動を支援し、市民が活躍できるしくみを考えていきます。

視点2 日常の いつでもどこでも 人権を

人は、生涯にわたって人権教育・啓発を学び続ける必要があります。そのためには、子どもから高齢者まであらゆる人が、日常生活を通じて一番身近なところで、人権教育を受けられるしくみが必要です。

視点4 当事者の 声から学び 反映し

人権は、人間らしさを求める声から生まれてきたといえます。そのため、人権教育・啓発では、人権課題の当事者の体験や願いから学ぶことを大切にし、共感から連帯を育み、人権課題の当事者のエンパワーメントを最大限に活かし、自立をめざします。

視点6 保障する すべての人の 学習権

人は誰もが学ぶ権利を持っています。子どもでも、大人でも、読み書きができないと、暮らしの情報を得ることができないだけでなく、権利を知り、かつ行使することも困難になります。また、自らが誇りを持てるように、出身の文化を学ぶことも、人権教育です。

視点8 計画を 伝えること 大切に

この計画を、市民の一人ひとりに伝えていくことも人権教育・啓発です。また、学習機会の情報のみならず、一人で悩まずにすむように、相談機関などの情報を伝えていくことも人権教育・啓発です。



あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進



1 学校等での取り組み

① 就学前における人権教育の推進

認定こども園等では、自分を大切にする感情や他の人への思いやり、多様性（ダイバーシティ）を認めあう気持ちなど、社会生活上のルールやマナーを身に付けることが重要です。そのため、友だちを大切にする心や生命の尊さに対する感性を育てることに努めます。

② 学校における人権教育の推進

学校における教育活動全体を通して人権に対する理解を深めながら、問題解決の力を育み、知識だけでなく行動につなげることが大切であり、すべての子どもの自己実現をめざす人権教育を推進していきます。

③ 子どものいじめ防止等の取り組みの推進

市、教育委員会、学校、家庭、地域住民やその他あらゆる関係者が連携し、社会全体でいじめ防止等の対策を、総合的かつ効果的に推進していきます。

④ 保育・教育関係職員への人権研修の推進

認定こども園等、すべての就学前施設において、研修等を通じて人権についての知識や理解を深め、豊かな人権意識を醸成するなど、職員の資質の向上に努めていきます。学校においては、教職員がより一層豊かな人権感覚や感情を身につけるとともに専門的な知識や実践的な指導力を高め、自らの資質の向上を図ることができる人権研修の実施に努めていきます。

① 企業等における
人権啓発の推進

公正な採用選考の実施、男女間における賃金や昇進等の格差の是正、障がい者の雇用促進、あらゆるハラスメントの防止等、多様性（ダイバーシティ）を認めあい人権の視点を持った企業活動の推進を図る手法の検討に努めます。加えて情報収集・提供等の支援を進めていきます。

② 特定職業従事者に対する
人権啓発の推進

市職員等に対して、幅広い内容の人権研修をカリキュラムに取り入れるなど研修の充実を図っていきます。また、虐待やDV などといった人権侵害を発見しやすい立場にある福祉関係者や保健・医療従事者、消防職員への人権意識の高揚に向けた研修機会の充実にも努めます。

① 地域に根づいた
人権教育・啓発の
推進

地域や学校の活動の場を活用し、地域で活動する団体を中心とした人権教育・啓発を推進していきます。また、地域、家庭、学校・認定こども園等が連携できるしくみづくりを進め、子どもも大人も地域で学ぶ人権教育・啓発を進めていきます。さらに、地域においては、子どものいじめを見逃さないために、いじめを見かけたときは、学校へ通報する等、子どもに寄り添った適切な対応に努めます。

② 家庭における人権
教育・啓発の支援

保護者に対するサポート体制を充実させるため、保護者が気軽に相談し、助言を得ることができるように、相談窓口の一層の充実を図るとともに、認定こども園等の相談機関としての機能の充実にも努めます。また、保護者を対象とした啓発活動や人権尊重に対する理解を深める機会を設けるとともに、児童虐待防止やいじめ防止に向けた教育・啓発に努めます。

③ 相互理解と交流の
推進

地域の支えあいや見守りあいを活かした人権課題の解決を促進し、多様な人が活躍し交流できる人権教育・啓発を進めていきます。また、権利としての人権教育の支援を行うとともに、多様性（ダイバーシティ）を認めあい、「一人ひとりのちがいを大切に」を視点とした多文化共生社会への理解を通じて、人種、国籍、性別、年齢など個性を尊重する取り組みを進めます。

④ 市民団体や
研究機関による
活動の促進

さまざまな分野で多くの団体により人権に関わる取り組みが行われており、これらの市民団体による活動を支援し、連携を図りながら、市民の主体的な人権教育・啓発を推進していきます。



市民に伝わる人権教育・啓発手法の検討

参加体験型学習をはじめとする学習手法の導入、活用しやすい教材の提供、参加しやすい環境づくりなど、人権教育・啓発がより効果的に行われるよう具体的な手法について検討します。

総合的な情報提供の推進

イベントの開催、人権啓発資料の配布や情報誌の発行などの人権啓発情報発信の拠点として、市民に伝わる効果的な情報提供を進めていきます。

指導者の育成

（一財）八尾市人権協会、NPO などの民間団体、大阪府や他の市町村だけでなく大学などの専門的な研究機関との協力や連携を強化し、学校、職場や地域など生活のあらゆる場において中心的役割を担う人材育成に努めます。

庁内推進体制の充実

八尾市人権施策推進本部を中心として、あらゆる施策の展開において、人権尊重の理念を取り入れた総合行政の推進に努めます。

総合的かつ
効果的な
推進体制の充実

市民との協働

市民と行政が協働で、市民に身近なところで、いつでも誰でも参加できる人権教育・啓発を推進します。

国・大阪府・他の市町村との連携

国、大阪府や他の市町村と、大阪人権行政推進協議会などを通じて、連携と協力体制の強化に努めます。

各種団体等との連携

各種団体が展開する自主的な活動に対する支援や連携を強化し、協働で全市民的に取り組むを進めていきます。

定期的な効果測定の実施

本計画における具体的な取り組みについて、その効果を定期的に測定します。

進行管理と
評価の実施

進行管理と評価の充実

取り組みの実績を把握するだけでなく、どのような成果があったのか、そして、どのような課題があるのかを分析したうえで、評価するしくみづくりを検討していきます。

まちづくり 人にやさしく 人がやさしく

豊かな人権文化に満ちた「人権を尊重するまちづくり」



人は一人で生きているわけではありません。家庭や地域、学校や職場といったように、いろんな社会に差別や偏見があれば、よい社会はつくれません。だから、人権教育・啓発を、まちづくりや地域における教育活動、職場環境づくりの基礎として取り組んでいきましょう。



さまざまな人権

さまざまな 人権



人権とは

「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、その尊厳と権利について平等である」と「世界人権宣言」にうたわれており、「日本国憲法」においても、基本的人権の享有と法の下に平等が保障されるなど、誰もが生まれながらに持っている権利と考えられています。また、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」では、「人権とは、人間の尊厳に基づいて、各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人びとが個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である」と述べられています。

人権教育・啓発とは

人権教育・啓発とは、学校教育だけでなく子どもから大人まで、すべての市民を対象とし、自分が大切であるのと同じように、他の人びとも大切な存在として理解し、人間としての尊厳が守られた社会を実現していくためには、どうすればよいのかを生涯にわたって学習することです。また、人権について単に知識として知るだけでなく具体的な態度や行動に現れるように、手段・方法を重視した取り組みを通じて、日常生活の中で自然に人権が守られた社会を実現していくために、市民と行政が協働して創造していく活動です。

計画の位置づけ

本計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に基づいて策定しています。また、「八尾市第6次総合計画」に基づき推進するとともに、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題（部落差別）、外国人など各分野の個別計画等においても人権教育・啓発に関わる取り組みを進め、本計画と連携しながら一体的に実施します。

計画の目標年次

本計画の目標年次は、2025（令和7）年度とします。



第2次八尾市人権教育・啓発プラン（改定版） 概要版

～まちづくり 人にやさしく 人がやさしく～

2021（令和3）年3月

編集・発行：八尾市人権文化ふれあい部人権政策課
〒581-0003 八尾市本町一丁目1番1号
TEL 072-924-3830
FAX 072-924-0175
E-mail jinkenseisaku@city.yao.osaka.jp
刊行物番号 R2-267